慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	複合契約の解除における契約消滅のリスク負担と「取引」概念の「類型」：フランス契約集合論における「取引(opération)」概念の類型的検討を通じた序論的考察
Sub Title	L'anéantissement en cascade des contrats dans les ensembles contractuels et la notion de l'opération clé en main
Author	渡邊, 貴(Watanabe, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2021
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.130, (2021. 9) ,p.153- 196
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20210915-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

複合契約の解除における契約消滅のリスク負担と「取引」概念の「類型」

――フランス契約集合論における「取引（opération）」概念の類型的検討を通じた序論的考察――

渡邊　貴

一　はじめに
㈠　問題の所在
㈡　本稿の検討課題、方法および構成
二　テシエの契約集合論とその取引構造に関する理解
㈠　契約集合とその対象とする取引の構造の特徴
㈡　契約集合における複数契約の結合の法的根拠
三　関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律と取引の構造
㈠　関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律の概要
㈡　両立法の規律の相違点とその前提となる取引の構造の違い
四　テシエ以降の判例・学説における契約集合に関する議論の展開
㈠　判例の紛争の中心を占める取引の内容
㈡　学説における理論的議論の発展
五　取引の構造に着目するアプローチの台頭――取引構造に応じた類型的考察の可能性――
㈠　プレによる「ターンキー取引（opération clé en main）」概念の提唱とその意義
㈡　相互依存的契約の連鎖的消滅の法的構成と中心的契約当事者の正当な信頼
㈢　取引概念の類型的把握の可能性と取引挫折リスクの負担の観点からみたその意義
六　結びにかえて

一　はじめに

㈠　問題の所在

現代社会においては、一定の経済的目的を達成するために複数の契約が同時又は順次に締結されることが少なくない。こうした契約関係のうちのある契約の債務不履行による解除を理由とする他の契約の解除の可否につき、最高裁は、同一当事者間における複数の契約の「目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、……いずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されない」場合に、これが認められると判示している。[1] 右判決の帰結に対しては学説の多くが賛同したものの、同判決は、ある契約の債務不履行解除をもって独立した他の契約をも解除できることの理論的な根拠を明示していないため、多くの学説がこうした契約の連鎖的な消滅を認めるための様々な法律構成を試みている。例えば、フランスの相互依存的契約論との比較研究を行う都筑教授は、複数契約の密接関連性の根拠を四囲の状況から推察される当事者の意図に求める見解を主張する。[2] また、三当事者以上の者により、複数の契約によって各当事者の独立の利益を実現するために行われる多角取引論の検討を試みる中舎教授は、多角取引の法的根拠を、取引全体を包括する一つの合意に求める。その上で、右合意の内容は、当事者意思を中心にしながら、契約目的、経済的一体性、取引構造等から規範的な形で確定され、この合意内容に従って多角取引の効果が導かれると主張する。[3] これらの見解をはじめとして、契約の連鎖的消滅の問題を念頭において取引の複合性の根拠を探求する見解の多くは、規範的な評価を含んだ当事者の意思に取引の複合性、つまり契約の連鎖的消滅の根拠を求めていると評することができる。[4] そしてこのように、密接関連性を有する複数契約の連鎖的消滅の問題

において当事者の意思が重視されるのは、右問題が、一方契約が消滅した場合における他方契約の締結目的の不到達に関するリスク分配の性格を有すること――特に異別当事者間における複数契約の場合にこの性格が際立つ――と深く関係していると考えられる。[5]

もっとも、このような他方契約の締結目的の不到達についてのリスク分配に関する当事者意思が規範的に解釈されうることが認められているのはなぜか、という点は必ずしも明らかではない。[6] とりわけ、こうした当事者意思の規範的解釈によって当事者が定めた明示の契約分割条項（リスク分配条項）を無効としうる可能性が指摘されていることに照らせば、[7] 右のような当事者意思の規範的解釈がいかなる意味をもつ作業であるのかという点を明らかにすることはなお検討が加えられなければならない課題であると考えられる。[8]

また、当事者意思の規範的解釈によって上記リスクの負担のあり方、すなわち連鎖的消滅の可否を探求するという方法は、柔軟な解決をもたらすものと考えられる一方で、どのような場合に契約の連鎖的消滅が認められるのか、という点に関する判断枠組みが明瞭であるとはいえず、具体的事案においていかなる解決が下されるのかを予見することが必ずしも容易でない、という実際上の問題をなお積み残していると評価することも可能である。

(二) 本稿の検討課題、方法および構成

このような問題意識を念頭におきながら本稿では、フランス契約集合論における「取引（opération）」概念[9]の構造理解と相互依存的契約の連鎖的消滅に関する議論の関係を分析することを通じて、密接関連性を有する契約の連鎖的な消滅を根拠づける当事者の規範的意思と連鎖的に消滅する他方契約の締結目的の挫折に関する当事者のリスク負担のあり方に関する解釈がいかなる関係に立つのか、連鎖的消滅の可否を決するためにいかなる判断枠組みを定立することができるか、という点についての考察を行うことを課題としたい。周知のように、フランスにおいて、複数の契

約が同一の経済的目的の実現のために密接に関連づけられている場合にこれらの契約にいかなる影響関係を認めるべきかという問題は、同一の取引を構成する契約集合の問題と認識されており、特に異別当事者間における契約の連鎖的消滅の問題を念頭に、数多くの議論の蓄積をみている。このようなフランス法の議論については、契約集合論の生成過程やその法的根拠を検討するもの[10]、契約の相互依存関係へのアプローチ方法を論じるもの[11]、相互依存的契約の連鎖的消滅事由を考察するもの[12]、二〇一六年債務法改正前後の議論を分析するもの[13]、より広い観点から契約集合の議論を検討するもの等[14]、我が国においても様々な視点からの研究が進められている。それにもかかわらず本稿がフランス契約集合論を考察対象とするのは、契約集合論が前提とする取引概念、特に取引の構造の視点からの検討が必ずしも十分でなかったと思われることに加え――その理由は、取引概念はフランスにおいても、経済的目的の実現のために複数の契約が必要な場合における諸契約の全体を指すものであり、契約集合の枠組みを示すものであるという以上の意義が見出されておらず、近時に至るまで右概念は必ずしも注目されるものではなかったという点に求められるのではないかと考えられる[15]――、こうした視点からの検討が、相互依存性の法的根拠に関する議論や、密接関連性を有する契約の連鎖的消滅を根拠づけるための当事者の規範的意思と連鎖的に消滅する他方契約の締結目的の不到達ないし取引全体の挫折リスクの負担のあり方の関係に関して新たな示唆――具体的にいえば、「取引」概念を、その構造に即して類型的に捉えることにより、上記リスクの負担のあり方をも類型的に把握するという理解――をもたらすものと考えられるためである[16]。

なお、具体的な検討を進めていくのに先立って、本稿はその主たる検討対象を二〇一六年債務法改正以前の議論に限定するという点を予め断っておきたい。周知の通り、フランスでは二〇一六年債務法改正によって、相互依存的契約の連鎖的消滅を認める規定が民法典一一八六条二項に新設された。そして同項によれば、「同一の取引〔opération〕の実現のために数個の契約の履行が必要な場合において、その一つが消滅したときは、この消滅によっ

て給付が不能になった契約、及び、消滅した契約の履行が当事者の同意を決定づける条件であった契約は、失効する」〔傍点筆者〕[17]とされており、同一の取引の実現に資するものであることが、複数の契約の連鎖的消滅（失効）の要件の一つであると位置づけられるに至っている。もっとも、同項における取引概念の意義を理解するためには、債務法改正以前における右概念を巡る議論を分析することがまずもって必要であると考えられる。そのため本稿では、主として二〇一六年債務法改正以前の議論を考察することに注力したい。

以上の課題に取り組むために本稿では次の手順で検討を行う。まず、二 契約集合論の先駆けであるテシエの議論における取引の構造に関する理解を確認した上で、三 立法により複数契約の影響関係が認められた関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律の内容と取引構造の関係を分析する。次に、四 ではテシエ以降の判例・学説の議論の展開を辿る。ここでは、契約結合の法的根拠やその判断基準に関する議論が重ねられた一方で、取引の構造の観点からの議論は必ずしも活発でなかったことが確認される。これに対して、五 では取引の構造に着目し、これを類型的に把握することを示唆しながら、契約集合の問題を分析する近時の見解の検討を行う。これらの考察を通じて、取引概念を類型化することにより、集合中のある契約の消滅を理由とする取引全体の挫折リスクの負担のあり方を類型的に把握する可能性がありうることを明らかにすることが本稿の目的である。

二 テシエの契約集合論とその取引構造に関する理解

本章では、フランス契約集合論の先駆けであるテシエのテーズ『契約の集団』を検討する。[18] 以下、本章でテシエの見解を引用する際は本文中に右テーズの引用箇所を明記する。

現代においては、人や財だけでなく契約も集団化の現象が見られるという認識のもとに（n°. 15 et s）、テシエは、複

数の契約が集団化する多様な状況を包括する「契約の集団」という概念を提唱する（n°62 et s）。その上でテシエは、「契約の集団」をさらに「契約の連鎖（chaînes de contrats）」と「契約の集合（ensembles de contrats）」に分類して、各々の法的問題の検討を行う。この二つの類型のうち本稿で注目するのは契約の集合類型である。そこで以下では、㈠契約の集合とその対象とする取引の特色と、㈡契約集合における契約結合の法的根拠に関するテシエの記述をそれぞれ辿ることを通して、フランス契約集合論の出発点であるテシエのテーズの基本的な理解の内容を確認していく。

㈠　契約集合とその対象とする取引の構造の特徴

契約の集合が前提とするのは何らかの経済的目的を達成するために複数の契約の締結・履行が必要となる場面である。広告作成取引（n°181）、共同保険（n°206）、信用賃貸借（n°247）等の現実に存在する様々な取引の内容を分析しながら、テシエはこの契約集合類型に見られる構造につき次の点を指摘する。[23] 第一に、契約集合は、集合を構成する全ての契約の直接の当事者である中心的契約当事者（personnage central）の周囲において構築される（n°174）。第二に、この中心的契約当事者は、自らの望む経済的目的を実現するために複数の契約の組み合わせを作り出した取引の主導者（promoteur, instigateur）の役割も果たしており、契約集合はこの中心的契約当事者＝取引主導者のイニシアチブによって生み出される（n°174 et 176）。第三に、集合を構成する複数の契約は、中心的契約当事者＝取引主導者の望む経済的目的を実現するという共通の存在理由たるコーズの同一性によって特色づけられる（n°64 et s, n°176. このコーズ概念の意義は次節で検討する）。第四に、集合を構成する契約はこの経済的目的を実現するために同時・並列的に締結され、一定の期間共存することが予定されている（n°175）。以上の特色は、テシエが「単純な不可分の集合」として挙げる広告作成取引に即して次のように説明される。すなわち、広告主が自らの広告を出すために、デザイナーとデッサン作成契約、業者と広告作成契約、広告媒体と広告掲載契約を締結する広告作成取引において、各契約

は、広告主の広告を打つという同一の目的を実現するという意味での共通のコーズを有しており、これらの契約は、中心的契約当事者である広告主の周囲において、広告主のイニシアチブにより、一定の期間共存するものとして組み合わされる形で締結されている（n° 181 et s）。

こうした特色を有する契約集合に生じる典型的な法的問題として議論されるのが、集合中のある契約が無効・解除等を理由に消滅した場合に、集合を構成する他の契約は、取引目的の実現が不可能となったことを理由に連鎖的に消滅することになるか、という問題である（n° 297 et s）。テシエは、集合を構成する各契約はコーズの同一性によって法的に結合していると捉えることにより、こうした複数契約間の影響関係を認める立場を示す。

(二) 契約集合における複数契約の結合の法的根拠

それでは契約集合における契約結合の法的根拠としてテシエが依拠するコーズ概念はいかなる意義を有するものであるのか。テシエによれば、契約集合を構成する契約は、各契約において当事者が債務を負うに至った直接目的（債務のコーズと呼ばれ、例えば双務契約では反対給付の存在を指す）が異なるものの、同一の経済的目的を実現するために締結されたという意味での間接目的（各契約の存在理由）たるコーズを共通としているという特色があると指摘する（n° 65）。そしてテシエは、コーズに関する通説的理解が、その存在評価の場面で債務のコーズのみを法的考慮の対象としながら、一方当事者の契約締結目的や動機といった主観的要素を十分に考慮していないという点に疑問を呈した上で、特に契約集合の場面においては、各契約が締結された理由であるところの取引の実現すべき経済的目的をコーズと理解して、これを複数契約の結合の法的根拠と解すべきと説く（n° 64 et s, et 176）[20]。このような理解を前提に、集合を構成する契約の一つが何らかの理由で消滅した場合、他の契約は追求された経済的目的が挫折したこと、つまりコーズが存在しないこと（仏民旧一一三一条）[21]を理由に、連鎖的に消滅すると構成する（n° 308）[22]。

それでは一方当事者の契約締結目的や動機はいかなる判断枠組みを通してコーズとして法的考慮の対象になるのか。テシエによれば、契約の一方当事者によって追求された間接目的は、それが契約両当事者によって認識されかつ望まれたものである場合には、コーズ概念の中に取り込まれるとされている。そしてこのことから、契約集合を通して追求された各契約の締結目的の達成も、それが契約集合の全当事者によって認識されかつ望まれた共通の目的であるといえる場合には、コーズとして法的考慮の対象となる、とされる（n°67）。この理解によれば、テシエは、契約集合によって追求された経済的目的が単に一方当事者、つまり中心的契約当事者にとどまるものであるのか、あるいは集合の全当事者により認識されかつ望まれたものであるのか、という判断枠組みを通して、一方当事者の単なる動機と、主観的に把握されるコーズとの区別を企図していると見ることができる。

三　関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律と取引の構造

前章で検討したテシエのテーズは、その後の判例・学説の議論の展開に影響を与えた。こうした議論の展開は次章以降で検討することとして、本章ではテシエのテーズの直後に一定の範囲で複数契約間の影響関係を法定した関連貸付取引に関する立法を検討する。[23] 関連貸付取引とは、消費者が買主として物品の売買契約や役務提供契約（以下、主たる契約）を締結する際に、金融機関が右契約の代価の与信を行うという取引であり、我が国の第三者与信型信用取引に対応する取引である。この取引においては、主たる契約に関して売主や役務提供者（以下、売主等）の不履行等があった場合に、消費者が金融機関に対して主たる契約に起因する抗弁を対抗できるか、という形で契約間の影響関係が問題とされた。判例が契約の自立性を強調して主たる契約の不履行等があったとしても与信契約は影響を受けないという立場を示した[24]のに対して、学説や消費者団体が反発するという状況が続いたことを受け、両契約の影響関係

は、動産関連貸付取引につき「一九七八年一月一〇日の一定の信用取引の領域における消費者の情報提供と保護に関する法律」（以下、一九七八年法）により、不動産関連貸付取引につき「一九七九年七月一三日の不動産の領域における借主の情報提供と保護に関する法律」（以下、一九七九年法）により立法上解決されるに至った。これらの立法に関して本稿の観点から興味深いのが、両法の定める契約間の影響関係の規律が必ずしも同内容となっておらず、さらに両法の相違に関して、両法の前提とする取引の構造に着目してこれを正当化する見解が現れているという点である。そこで以下では、㈠一九七八年法、一九七九年法における契約の影響関係に関する規律を概観した上で（両法の規定は現在では消費法典に組み込まれているため、現行法の対応規定も併記する）、㈡取引構造に着目して両法の内容の相違を正当化するカレ―オロワの見解を分析することを通して、関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律と取引構造の関係を検討する。

㈠　関連貸付取引における契約の影響関係に関する規律の概要

1　動産関連貸付取引に関する規律の内容（一九七八年法）[25]

まず一九七八年法の適用範囲を確認しておこう。本法の規定は、自然人又は法人が業として同意した全ての与信取引に適用される（二条、L三一二―一条）。ただし事業活動に必要な融資を目的とする与信や不動産に関する与信等は適用除外とされている（三条、L三一二―四条）。

次に主たる契約が与信契約に与える影響を見てみよう。まず、融資対象の物品又は役務が与信契約の事前申込みにおいて記載されている場合、借主の支払い債務は物品の引渡し又は役務の提供がなされてからしか効力が生じないとされている（九条一項、L三一二―四八条）。また、仮に物品の引渡し等がなされたとしても、その履行に異議が生じた場合には、裁判所は紛争が解決するまでの間、与信契約の履行を停止することができ（同条二項第一文、L三一二―五

五条）、さらに主たる契約が裁判上解除され又は無効となった場合には、与信契約は当然に解除され又は無効となるとされている（同項第二文、L三一二—五五条）。このように、与信契約は、その効力発生段階において主たる契約の履行と関連づけられているだけでなく、主たる契約の履行上の瑕疵が与信契約の履行の停止をもたらしうる、さらには主たる契約の裁判上の解除又は無効によって与信契約も連鎖的に解除され又は無効とされる、といった形で、主たる契約に生じた事由から一定の影響を受けることが認められている。

最後に与信契約が主たる契約に与える影響を確認する。まず、主たる契約の代価の全部又は一部が与信契約により支払われる場合、主たる契約にその旨明記されなければならず、また、借主が与信契約の事前申込みを承諾しない限り、買主の売主等に対する約務は有効に締結されないとされる（一一条、L三一二—四六条）。さらに借主が右事前申込みを承諾したとしても、貸主が信用供与の決定を売主等に通知せず、又は借主が与信契約の撤回権を行使した場合には、主たる契約は当然に解除されるとされている（一三条、L三一二—五二条）。これらの規定は、与信契約の確定的成立が主たる契約に一定の影響を与えることを示している。

2　不動産関連貸付取引に関する規律の内容（一九七九年法）[26]

本法についてもまず適用範囲を確認しておこう。本法は、居住用又は営業及び居住用の不動産の所有権及び用役権の取得、不動産の建築、修補、改良、右の建築に関する土地の購入等を融資するための与信に適用される（一条、L三一三—一条）。ただし、自然人又は法人の事業活動を融資するためになされた与信等には本法は適用されない（二条、L三一三—二条）。

次に契約の影響関係に関する規定を見てみよう。まず与信契約の申込みは、承諾の日から四か月以内に与信対象の主たる契約が締結されないことを解除条件として承諾され（九条、L三一三—三六条）、また、その代価が与信契約に

より支払われることが示されている場合、主たる契約は与信契約の締結を停止条件として締結されるとされている（一七条、L三一三―四一条）。これらの規定は、条件概念を用いることにより、両契約の成立段階での影響関係を認めるものである。これに対して履行段階での影響関係については、与信を確認する証書に与信が請負契約等による不動産の工作や工事の融資を目的としていることが示されている場合に、右契約の履行に異議が生じたときには、裁判所は紛争が解決するまでの間、与信契約の履行を停止することができる（二〇条、L三一三―四四条）と規定されるにとどまる。

㈡　両立法の規律の相違点とその前提となる取引の構造の違い

以上のように、関連貸付における契約の影響関係は立法により一定の規律が設けられるに至った。もっともその具体的内容を見てみると、一九七八年法では契約の成立段階の影響関係だけでなく（九条一項、一一条）、主たる契約が解除等を理由に消滅した場合に、与信契約も解除等される旨規定されているのに対して（九条二項）、一九七九年法では主に成立段階での影響関係を認める旨が規定されるにとどまる（九条、一七条）というように、両法では影響関係を認める範囲に相違がある点が注目される。この相違はどのように説明されるのか。この問題について本節では、両法の前提とする取引構造の観点から分析を行うカレ―オロワの論文「『関連貸付』における売買と与信を結びつける法的結合の基礎」[27]を手がかりに検討を行う。なお本節で右論文を引用する際には、本文中に引用箇所を明記する。

1　動産関連貸付取引の構造と一九七八年法の規定

まずカレ―オロワは一九七八年法が対象とする動産関連貸付取引の構造を次のように分析する。すなわち動産関連貸付取引において、主たる契約と与信契約に共通する当事者であり、各契約から生じる給付から直接の利益を受ける

人物＝中心的契約当事者（personnage central）は消費者である。しかし、両契約を組み合わせることにより経済的一体性を有するまとまりを形成するイニシアチブを行使している取引の主導者（instigateur）は、売主等や金融機関である点に特徴がある（n° 17 et s）。というのも、右取引においては、消費者が締結する主たる契約と与信契約の背後で、売主等と金融機関の間で提携関係を結ぶ包括的合意が締結されている。この提携関係に基づいて、買主は売主等の仲介を通して金融機関と与信契約を締結し、また金融機関は金銭を直接売主等に交付することとされている。このように動産関連貸付取引は、全当事者の間で何らかの契約が存在しているという三角型の取引構造を有している点に特徴がある（n° 19）。そしてこの売主等と金融機関の協力関係の存在から、①主たる契約の物の引渡し等がなされた時点からしか借主は与信契約上の支払債務を負わない（九条一項）、②主たる契約の無効又は裁判上の解除は与信契約の無効又は解除をもたらす（同二項）、③与信契約が承諾されなければ主たる契約は自動的に解除される（一一条、一三条）という三つのルールが導かれると述べる（n° 20）。まず①は、金融機関が売主等に対して直接に金銭を交付する点から導かれる。金融機関はあたかも買主の計算において売主等への弁済を行う受任者の役割を果たしていると考えられるため、買主の利益を確保するために買主への引渡しがされるまで売主等への弁済を行ってはならず、これに反してなされた弁済は買主＝借主の支払債務を生じさせるものとは評価され得ないということがその理由である（n° 21）。次に②は、信用売買を締結するという消費者のニーズを満たすために、売主等が金融機関の仲介者の役割を果たしている点から導かれる。こうした売主等と金融機関の事前の協力行為の存在により生じる、自らのニーズに適合した与信を受けるという消費者の正当な期待が②の根拠とされており、特に売主等の不履行を理由に主たる契約が解除された場合に、消費者が与信契約も解除できること、つまり、通常は消費者が負担しなければならない売主等の不履行による主たる契約の消滅リスクを金融機関へ転嫁することは、こうした事前の協力行為の存在によって消費者が抱いた正当な期待から正当化されている（n° 23）。最後に③も、売主等が金融機関の仲介者の役割を果たしている

ことから説明される。金融機関の仲介人の役割を担うことにより、売主等は主たる契約の締結を促せるという利益を得ていると同時に、両契約は結合したものであるという期待を消費者に抱かせているといえることがその理由である（n°24）。

このようにカレ―オロワは、一九七八年法が定める契約の影響関係の規定を、主たる契約と与信契約が密接に関連している点だけではなく、売主等と金融機関の提携関係・協力行為の存在によって正当化している。ここで論者が強調するのは、動産関連貸付取引においては、中心的契約当事者は消費者であるものの、取引構築のイニシアチブをとる主導者は売主等・金融機関なのであって、中心的契約当事者と取引主導者が一致していない、という点である。このような構造があるために、消費者は取引を構成する各契約から生じる給付により直接の利益を得ているものの、その形成に関与しているとはいえず、いわば附合契約のように売主等・金融機関が事前に準備したシステムに加入するという形で関与するにとどまっていると指摘する（n°25 et 26）。そして、動産関連貸付取引がこうした附合的性質を有することを前提に、右取引においては、取引形成段階でその意思を関与させられない消費者の正当な期待を尊重する形で、契約間の影響関係を認める規律が正当化されると述べる（n°25）[28]。さらにカレ―オロワは、このように取引の形成段階においてイニシアチブを行使できない消費者の正当な期待を考慮することは、契約上の均衡を確立しながら消費者の意思を補完するということを意味するものでもあるため、このような考慮は意思自治の原則に反するものでもない、ということも併せて指摘している（n°27）。

2　不動産関連貸付取引の構造と一九七九年法の規定

これに対して、不動産関連貸付取引は動産関連貸付取引とは構造が異なっていると分析する。すなわち、不動産関連貸付取引においては売主等と金融機関の間に提携関係や協力行為は存在しておらず、両契約が密接な関連性を有す

るに至ったのは、自らの締結する主たる契約の与信を得るために消費者自身が金融機関を選択した点に由来している。したがって不動産関連貸付取引は、消費者を頂点とする双極型の構造を有するにとどまっている（n°29）。このように不動産関連貸付取引においては、経済的一体性を有するまとまりを形成するイニシアチブを行使しているのは中心的契約当事者たる消費者であるという点から、契約の影響関係を認める根拠として消費者の正当な期待の概念を機能させることはできず、したがって契約の影響関係を認める度合いは、動産関連貸付取引の場合と比べて限定的なものになると指摘する（n°29）[29]。そしてこうした取引構造の観点から、カレ―オロワは一九七九年法の契約の影響関係に関する規定の内容を次のように分析する。

まず、条件構成によって契約の成立段階における影響関係を認めている点（九条、一七条）について、中心的契約当事者たる消費者は一方契約が締結されなければ他方契約を締結しなかったと考えられる点で、右規定は消費者の意思を推定したものだといえる（n°30）。もっとも、一九七九年法制定以前の不動産関連貸付取引においては、両契約を相互に条件とすることが実務慣行であったことからも明らかなように、販売や融資の促進を望む売主等や金融機関にとっても、このような条件を法定して契約の成立段階の影響関係を認めることは必ずしも不利益とならないということを併せて指摘した上で、一九七九年法が条件構成によって契約の成立段階における影響関係を認めたことは正当なものであると評価する（n°31 et 32）。他方で、一九七九年法が一九七八年法の認める①から③のルールを定めなかったこともまた正当であると述べる。というのも不動産関連貸付取引においては、売主等と金融機関の間で提携関係や事前の協力行為が存在しない以上、消費者が契約の履行段階における両契約の結合を正当に期待していたとはいえず、売主等の不履行により生じる主たる契約の消滅リスクの金融機関への転嫁を正当化できないためである（n°34）。もっともこのように考えると、一九七九年法二〇条が、不動産関連貸付についても、一九七八年法九条二項と同様の形で、主たる契約の履行に異議が生じた場合に裁判所が与信契約の履行を停止できると定めている点をどの

ように理解すべきかが問題になる。この点に関してカレ―オロワは、同条における主たる契約とは、不動産の工作や工事等を内容とする請負契約であるという点に注目して次のように述べる。すなわち、こうした請負契約においては、金融機関が請負契約上の仕事の進行に応じた分割与信を行っていることに照らせば、同条にいう与信契約の履行の停止とは、金融機関の消費者に対する分割与信の停止を意味するものと考えるべきであり、したがって、同条は金融機関への主たる契約の不履行のリスクの転嫁を認めた規定であると評価することは適切ではない、とされている（n°33, note 37）。

3　小　括

以上に分析したカレ―オロワの見解は次のようにまとめることができる。[30] まず動産関連貸付取引は、提携関係にある売主等と金融機関が事前に準備したシステムを中心的契約当事者たる消費者に塊として提示するという構造を有するものであり、このことから一九七八年法は、消費者の抱いた正当な期待の尊重を根拠に比較的広範な契約の影響関係、特に売主等の不履行を理由とする契約の消滅リスクの金融機関への転嫁を承認したと理解できる。これに対して不動産関連貸付取引には、取引形成を主導するのは中心的契約当事者たる消費者であるという特色があるため、一九七九年法は、契約の成立段階を超えた影響関係、特に売主等の不履行を理由とする契約消滅リスクの金融機関への転嫁を認めなかったのだと考えられる。以上のカレ―オロワの見解は、契約集合の前提とする「取引」の構造に関して、主たる契約と与信契約に共通の当事者であって、各契約から生じる給付から直接の利益を受ける人物（中心的契約当事者）と、両契約を組み合わせることにより経済的一体性を有するまとまりを形成するイニシアチブを行使する人物（取引の主導者）という二つの役割の観点からの分析視角を設定した上で、「中心的契約当事者＝主導者」の構造の取引（不動産関連貸付取引）と「中心的契約当事者≠主導者」の構造の取引（動産関連貸付取引）の相違点を指摘し、この

取引構造の相違の観点から、両法の認める契約の影響関係の規定やその正当化根拠の違いを考察した点が、本稿の観点からは特に注目される。

四　テシエ以降の判例・学説における契約集合に関する議論の展開

前章で検討を行った関連貸付取引における契約の影響関係の問題は立法により一定の手当てが施されたが、その後の判例・学説では、関連貸付取引に該当しない取引類型において契約の影響関係（主に契約の連鎖的消滅）を認めることができるか否かが大きな議論の対象になった。そこで以下では、㈠判例の紛争の中心を占めた取引の内容がいかなるものであったかを確認した上で、㈡右判例を受けて展開したテシエ以降の学説がどのような問題意識を持って議論を重ねてきたのかという点について、前章までに検討を行った契約集合における取引の構造に関する議論との関係にも留意しながら分析を加える。

㈠　判例の紛争の中心を占める取引の内容

フランスの判例において相互依存的契約の連鎖的消滅の問題は、信用賃貸借の事例や夫婦労働契約の事例[31]、生命保険貸付取引[32]等の様々な事案類型において争われた。もっとも、この問題に関しては、百以上の判決が下されるに至った代表的な事案類型が存在する。それが、役務提供契約とファイナンス・リース契約等により構成される取引が提起する次のような事案である（以下、この類型を役務提供・リース取引という）。すなわち、一方で広告画像の供給等を内容とする役務提供契約が役務提供者と役務受領者の間で締結され、他方で右役務の履行に必要な機器を目的とするファイナンス・リース契約等が金融機関（信用賃貸人）と役務受領者の間で締結される。その際、リース目的物は右役務

の提供を受ける以外の用途に適さない（給付の関連性）、役務提供者が役務受領者に支払う広告料等の金銭と役務受領者が金融機関に支払うリース料が同額とされ、役務受領者は実質的に無償で取引に参加できるという構造が採られている（対価的均衡）、役務提供契約を勧誘した人物が金融機関の代理人も兼ねる等、役務提供者と金融機関の事前の協力関係が存在する等の事情が加わることが多い。ところがその後、役務提供者の不履行等を理由に役務提供契約が解消され、当初に企図された取引目的が達成できなくなった場合に、役務受領者は締結目的の挫折したリース契約の連鎖的消滅を主張できるかが問題とされるのである。

この問題につき、破毀院の判決の多くは、個別の事案における具体的な事実的要素を手がかりに、消滅の可否が問題となっている契約の両当事者が、右契約（リース契約）と先に消滅した別の契約（役務提供契約）を不可分とする旨の共通の意図を有していたかどうかを判断の上で消滅の可否を決するという傾向を示す一方で、当事者の共通の意図や契約の全体的エコノミーに反することを理由に、明示の契約分割条項の適用を排除した上で契約の連鎖的消滅を認めることもあった。[33] こうした破毀院の立場は、各事案に応じた柔軟な解決を図ることができる反面で、契約の不可分性・相互依存性の法的根拠やその判断基準が曖昧であったために、次節でみるような学説の議論を活性化させることにつながった。

(二) 学説における理論的議論の発展[34]

1 契約の不可分性・相互依存性の法的根拠に関する議論

学説で主として論じられた第一の問題は、契約の不可分性・相互依存性の法的根拠はいかなる概念であるかという問題である。前節で紹介した破毀院判決の中には、契約の連鎖的消滅を認める法的根拠としてコーズを援用するものがある一方で、[35] 不可分性概念に依拠するものも見られたため、[36] 契約の不可分性・相互依存性を基礎づける法的根拠と

していかなる概念を援用すべきかという問題については、学説で大きな議論が展開された。

まず、テシエの主張に代表されるようなコーズ概念を援用する見解が存在する。この見解は、契約集合を構成する各々の契約が締結された理由であるところの取引の実現すべき経済的目的をコーズとして理解し、これを複数契約の結合の法的根拠と解すべきことを主張する立場である。この見解は一定の支持者を集め、有力な潮流を築いているものの[37]、通説的コーズ概念の理解との乖離、およびコーズの欠缺として適用されるサンクション（契約の絶対無効）の不都合性といった観点から、なお強い批判が向けられている[38]。

そこでこうした批判を展開する論者は、契約の不可分性・相互依存性の法的根拠につき、契約を不可分とする当事者の合意に依拠すべきことを主張する。この見解は、コーズ概念を根拠とする論者が行っていた作業は、複数の契約の締結を通して当事者が追求した契約締結目的の契約の領域への取り込みを判断するものであるところ、契約は個々に独立した存在であるため、こうした契約の領域に取り込まれた目的が契約当事者を拘束するのは、コーズを根拠としてではなく、当事者の意思ないし合意を根拠としてであると主張する[39]。

以上のように、契約の不可分性・相互依存性の法的根拠としていかなる概念を援用すべきかという問題に関しては、大きく、コーズ説と不可分合意説が対立を示していたと見ることができる。しかし、一方で不可分合意説に依拠するスブが、コーズ概念に関して主観的把握を許容するのであれば、不可分合意説とコーズ説の相違はあまり大きくないということを認めており[40]、他方で主観的コーズ概念に依拠するブロも、相互依存的契約によって望まれた決定的な取引目的が、当事者の合意により各契約の領域に取り込まれたといえる場合には、右取引目的が主観的コーズとして法的考慮の対象となると述べている[41]ことも観察される。こうしたことからすると、両見解の対立は、伝統的コーズ概念からの脱却――コーズの主観的把握や、その存在評価を履行段階へ拡張すること――をどこまで許容するか、という立場の違いに由来した対立であると評価することも可能であると思われる。

2　契約の不可分性・相互依存性の判断基準に関する議論

もっとも、この法的根拠に関する対立は、学説で論じられた第二の問題、つまり契約の不可分性・相互依存性の判断基準に関する議論にも影響を与えている。この契約の不可分性・相互依存性の判断基準の問題については、複数の契約の締結を通して当事者が追求した目的の契約の領域への取り込みの有無を判断する上で、主観的コーズ概念に依拠する一部の論者による客観的要素を重視する姿勢と、主観的コーズ概念に依拠する別の論者や不可分合意説に立つ論者による主観的要素を重視する姿勢が大きく対立を見せている。

まず前者の立場に立つマゾーによれば、主観的コーズ＝当事者の共通の目的とは、経済的・客観的な指標であり、複数契約の給付の関連性、締結日や期間の同一性等の事実から演繹される経済的目的の同一性を示す客観的関係、つまり一方の契約は他方契約がなければ意味をなさないという関係が相互依存性の基準となるとされている。[42] この主張の背後には、主観的コーズ概念は必ずしも当事者の意思を徴憑するものなのではなく、当事者の契約利益の主観的均衡や契約の一貫性の保護を図り、以って契約正義を実現させるための概念であるという理解が存在している。実際マゾーは、役務提供・リース取引において、明示の契約可分条項が存在するのにもかかわらず、コーズ概念を参照してその適用を排除した上で相互依存性を認めた破毀院判決を挙げて、破毀院はコーズ概念を通して、契約当事者の意思よりも契約の経済的一体性や主観的均衡の保護を重視していると指摘しながら、当事者の意思・合意といった主観的要素を重視する立場と距離をおく姿勢を示している。[43]

これに対して、不可分合意説に立つ論者や主観的コーズ概念を援用する別の論者は、当事者の意思・合意といった主観的要素を重視する立場を示す。この立場に立つ論者は、独立した契約は他の契約から影響を受けることなくその効力を生じる、という契約自立性の原則を出発点としつつ、特に異別当事者間の取引における契約の連鎖的消滅の場面で相互依存性を認めることは、ある契約の消滅リスクを右契約の当事者でない人物に転嫁することを意味するとい

う点を強調して、契約の不可分性・相互依存性の有無の判断の際には、こうしたリスクの移転を含む当事者の合意・意思の存在を基準とすべきであると主張する。[44] その上でこの見解は、右リスクの移転を含む契約の相互依存関係が契約当事者によって明示的に合意されていれば格別、そうでなかったとしても、事案の事実的要素から裁判官が当事者のこうした黙示の合意・意思の存在を認定することができると主張する。[45] そしてこうした黙示の合意・意思の認定方法に関して、主観説に立つ論者は、判例で多くの問題になっている役務提供・リース取引を念頭におきながら、契約締結過程及び履行過程における当事者の行為態様と複数契約から生じる給付の関連性の要素を特に重視すべき要素として挙げている。[46] 以上の主観説に対しては、相互依存的契約の連鎖的消滅の問題に関して、ある契約の不履行や消滅のリスクの転嫁という観点を提示した点が評価され、有力な潮流を築いているものの、こうしたリスク転嫁の合意・意思を黙示のものと捉える可能性をも認めること、さらに当事者の定めた明示の契約可分条項を排除した上で相互依存性を認めた破毀院判決の帰結さえも、一貫性の原則の要請の下、裁判官は当事者の表明された意思だけでなく真の意思を解釈しているのだとしてこれを肯定するため、[47] その前提とする意思概念の擬制性・恣意性に対して批判が投げかけられているという状況にある。[48]

3　契約集合における取引の構造に関する議論の不在

以上のように、テシエ以降の学説においては、契約の不可分性・相互依存性の法的根拠やその判断基準について多くの議論が重ねられた一方で、契約集合における取引の構造に関しては必ずしも大きな関心が払われていなかったと評価することが可能である。確かに、契約の不可分性・相互依存性についてテーズを著したスブやブロの議論では、契約の相互依存性が問題となる現実の場面において、契約集合の取引構造には「中心的契約当事者＝取引主導者」の構造と、「中心的契約当事者≠取引主導者」の構造を有する類型が認められることを意識した記述がなされている箇

所も見受けられる。[49] もっとも、こうした構造の異なる取引の存在を観察する論者においても、その法理論的な検討の段階においては、個々の契約は自立した存在であるという原則を出発点としながら、契約の相互依存性を認めることは、ある契約の不履行や消滅のリスクを右契約の当事者でない人物に転嫁することをも意味するという点を強調して、契約の相互依存性の法的根拠は当事者の意思・合意に求める必要があると主張している。[50] そのため、中心的契約当事者の相手方が事前に複数契約の給付の関連性を作り出していた、ないしその相手方間において取引を構成する契約の勧誘や締結を委任する旨の契約が予め締結されていた等の事前の協力行為が存在していたという事実は、契約当事者が契約の不可分性・相互依存性を承諾する黙示の意思を有していたことを演繹するための重要な要素であるとされながらも、あくまでこうした黙示の意思を演繹するための間接事実と位置づけられるにとどまっている。[51] したがってこれらの論者においては、カレ―オロワが関連貸付取引に関して指摘していたような取引構造の相違にもかかわらず、契約の不可分性・相互依存性、特に契約の連鎖的消滅の根拠は、あくまで黙示的かつ規範的な評価を伴う当事者の意思に根拠をおくものとして一元的に把握することが志向されていると考えられる。もっとも、こうした黙示の意思を認定することの擬制性や恣意性に対して批判が向けられていたという点は前項で確認した通りである。

五　取引の構造に着目するアプローチの台頭
――取引構造に応じた類型的考察の可能性――

こうした判例・学説の議論状況の中、最近になって、取引概念の構造に注目をしながら、契約集合における連鎖的消滅の問題を類型的に分析する研究が登場するに至っている。そこで本章では、こうした観点からの検討を行う研究として、㈠「ターンキー取引（opération clé en main）」概念を提唱するプレの見解、㈡契約集合の法的構成について中

心的契約当事者の正当な信頼というアプローチから考察するジュニコンの見解を分析した上で、㈢契約集合における取引概念を、その構造の相違という角度から類型的に捉える可能性を探りつつ、集合中の一方契約の消滅のリスク負担の解釈や連鎖的消滅の正当化根拠という観点からみた取引概念の類型的把握の意義について検討を加えていく。

㈠　プレによる「ターンキー取引（opération clé en main）」概念の提唱とその意義

1　プレの見解の基本的な立脚点

本節では、二〇〇七年に公刊されたテーズ『契約における相互依存性概念』[52]におけるプレの基本的な立脚点を紹介した上で、そこで示された「ターンキー取引」概念の意義を探ることを目的とする。以下、本節で右テーズを引用する際には本文中に引用箇所を明記する。

まずプレは、二当事者間における単一契約を前提とする民法典の概念に依拠したのでは、複数の契約によってある取引目的を達成しようとする今日の経済実態を適切に把握することは困難であり、これをなすために従来の学説は、意思の擬制やコーズ概念の過度な拡張を行ってきたとの批判を展開する（n°82 et s）。そこでプレは、複数の契約によってある取引目的を達成しようとする現象を全体的に捉え、これを法理論化する必要性を説く。すなわち、従来の学説のように、取引を構成する個々の契約間における水平的な相互依存性を前提とするのでなく、取引全体とこれを構成する個々の契約の間の垂直的な相互依存性概念を構築すべきだと述べる（n°227 et s）。そしてプレは、全体的取引と個々の契約の相互依存性を同定するために、個々の契約の一つが機能しなくなった場合に全体的取引の達成が阻まれ、反対に全体的取引が挫折した場合に各契約がその存在意義を失うという関係の存在が重要だと指摘する（n°241）。その上で、この相互依存性を認める基準として、取引全体の実現のために個々の契約が必要であると同時にそれ単体では十分でないという基準を据える（n°288）。そしてこの相互依存性の法的根拠として、プレは単一契約

における債務のコーズを取引レベルの視点で見た「取引の全体的エコノミー」を援用する（n°280）。この取引の全体的エコノミーとは、取引を構成する個々の契約の締結を通して、当事者が何を望んでいたかを明らかにするものであり、伝統的な意味での債務のコーズを契約の集合次元で観察することを意味するのだとされる（n°284）。その上でプレは、取引の全体的エコノミーを認定する際の重要な指標として、当事者によって望まれた最終的な帰結が、各契約から生じる給付を物理的に関連させることによってしか達成できないという点を挙げ、これが相互依存性の存在を認める指標となると述べる（n°285）。

2　ターンキー取引（opération clé en main）概念の意義

(1)　「取引」概念の類型的把握の必要性と類型化のための視点

以上のようにプレは、契約における相互依存関係を、全体的取引の実現のために個々の契約が必要であると同時にそれ単体では十分でないという関係と定義した上で[53]、これは各契約から生じる給付の物理的な関連性という指標から認定されるという理解を示す。もっともプレは、このような給付の関連性は自然に形成されるものではなく、全体的取引目的の達成のために契約を組み合わせることを企図した人物によって人為的に形成されるものであるという点を指摘する（n°343）。そしてこうした認識を前提に、プレはこの全体的取引の構造に関して次のような分析を加える（n°344 et s）。まず、契約集合における取引概念の中には、集合を構成する全ての契約の直接の当事者であり、各契約から生じる給付から直接利益を受け、これらの給付が組み合わされることによって各契約の締結目的を達成することができる人物＝中心的契約当事者ないし取引の名宛人（destinataire）と、集合を構成する各契約を組み合わせることによって取引全体の形成を主導した人物＝取引の主導者（promoteur, instigateur）、という二つの異なる役割の存在を観念することができる。そして、テシエによって前提とされていたと思われる取引構造の理解（本稿二(一)参照）や、カ

レ―オロワによる不動産関連貸付取引の構造に関する指摘（本稿三㈡2参照）においては、中心的契約当事者と取引の主導者が一致することが前提とされていたと考えられることからも明らかなように、両役割が一致する構造の取引類型が存在することも確かである。実際、複数の契約を組み合わせることにより実現される全体的取引によって、自らの望む帰結を達成することができるという場面を容易に想定できることに鑑みれば、取引の形成を主導した人物と右取引の直接の受益者たる中心的契約当事者が一致するという取引の構造は論理的なものであると評価することができる（n° 344）。

しかし現実には、両者が一致しない構造を有する取引類型も数多く存在する。こうした構造を有する取引類型においては、取引の直接の受益者が中心的契約当事者であるという点は変わらないものの、この中心的契約当事者が取引全体の形成を主導するのではないという点が異なるとプレは指摘する（n° 344）。そして両者が一致しないこの取引構造においては、カレ―オロワが動産関連貸付取引に関して既に言及していたように（本稿三㈡1参照）、中心的契約当事者は取引の主導者が事前に準備したシステム全体に参加するか否かの自由しか有していないという点に特色があることを強調した上で、プレはこのように両役割が一致しない構造の取引を「ターンキー取引（opération clé en main）」と呼び（n° 28, n° 343 et s）、両役割が一致する取引類型と区別すべきと述べる。

(2)　ターンキー取引の構造と特色

ターンキー取引という概念は、製造や建設の分野で用いられる手法であり、我が国においても、「建設工事のすべて、すなわち整地や土木工事、仮設物から本体や付属のタンクなどまで全システムの建設を契約の対象とし、……発注者はただ鍵を回せば（turn key）工場が動き出すところまでを契約の対象とすること」と理解されている。[54] そしてプレによれば、このターンキー取引は、望まれた全体的帰結の実現のために必要な複数の給付や契約を組み合わせることによって、全体的取引の構築を行う人物（取引主導者）が存在する点、そして右人物がこの全体的取引を塊とし

て顧客（中心的契約当事者）に提案し、右顧客は、その契約相手方の多寡にかかわらず、唯一の交渉人・仲介人から全体的取引の提案を受けるという点に特色があるとされている（n°28, note 22）。したがって、中心的契約当事者（取引の名宛人）＝取引主導者型の取引の構造とは異なり、ターンキー取引においては両役割が一致しないという点に特色があるため、後者において中心的契約当事者は、取引の主導者が事前に準備していたシステムに参加するか否かの自由しか有していないという点をプレは強調する（n°344 et 345）。そして、カレ―オロワが消費者法の分野において、動産関連貸付取引がターンキー取引の特徴をもつことを既に指摘していたという点を踏まえつつも（n°344）、こうしたターンキー取引の特色を有する取引は、中心的契約当事者が消費者である場合に限って観察されるものではなく、中心的契約当事者が事業者である場面、つまり民法の規律領域においても見られるものであると指摘する。例えば、フランスにおいて多くの紛争を生じさせている役務提供・リース取引（本稿四㈠参照）は、中心的契約当事者は事業者（役務受領者）であるものの、信用賃貸人との事前の合意に基づき、役務受領者に対して取引を塊として提案しているのは役務提供者である点に特徴があるのだから、右取引はまさにターンキー取引の性質を示していると考えられる（n°345）。実際、右取引において役務提供契約の消滅を理由にリース契約の連鎖的消滅を認めた判例は、個別の事案における具体的な事実的要素を手がかりに、消滅の可否が問題となっている契約の両当事者が右契約と先に消滅した別の契約を不可分とする旨の共通の意図を有していたかどうかを判断する中で、問題の取引がまさにターンキー取引の性質を有しているのかを判断していたのだと考えることができると述べる（n°342 et 345）。

(3) ターンキー取引を性質づける要素――協力関係（委任契約）の存在――

そしてプレによれば、このようなターンキー取引を性質づけるために重要であるのが、中心的契約当事者の各契約相手方間における協力関係（collaboration）の存在、特に、中心的契約当事者の一方の契約相手方を委任者、他方の契約相手方を受任者とする契約であって、中心的契約当事者に対する全体的取引の勧誘、交渉、および取引を構成する

契約の締結を委託する旨の委任契約の存在であるとされる（n°346 et s）。役務提供・リース取引を例にとると、信用賃貸人が役務提供者に対して、リース契約を含む全体的取引の勧誘・交渉・締結を委託することを内容とする契約がこれにあたる。この委任契約の存在は、望まれた全体的取引目的の実現という観点からは不可欠な要素であるとはいえないものの、形式上別個である契約を全体的取引の中で結びつける蝶番（charnière）として重要な機能を果たしているとされる（n°348）。すなわち、この委任契約の存在により、取引というシステム全体を顧客に塊として提案することが可能とされているのであり、この委任契約の存在は、人為的に作出された給付の関連性を有する複数契約の結合を可視化せしめていると考えられるのである（n°350）。そしてプレは、役務提供・リース取引に関して連鎖的消滅を認めた破毀院判決、特に役務提供者と信用賃貸人の間の右のような委任契約に基づき役務提供者が顧客（役務受領者）に対する取引全体の唯一の交渉人となっていたという事実により、役務受領者（中心的契約当事者）が「〔役務提供契約とリース契約が〕相互依存的であったことを正当に信じることができた」（太字強調は原著者）としてリース契約の連鎖的消滅を認めた破毀院商事部一九九七年一二月一六日判決（D. *aff.* 1998, p. 290）等を引用しながら、判例もこのような委任契約の重要性を前提としていると指摘する（n°351）。

3　ターンキー取引概念と取引の挫折リスクの分配に関する解釈

それでは契約集合における取引の類型としてターンキー取引という類型を示すことにいかなる意義があるのか。ターンキー取引においては、相互依存性の適用要件として求められる認識要件充足の推定が働くという指摘も非常に重要であるが（n°355）[65]、以下では、前章で検討した学説の議論で指摘され始めていた、取引中の契約の一つの消滅リスクないし取引全体の挫折リスクの分配という観点において、ターンキー取引類型がいかなる意義を有するのかという点に着目して検討を行う。この点についてプレは、取引中のある契約の消滅を理由とする取引全体の挫折リスクを

いかなる人物が負担すべきか、というリスク分配の解釈のあり方を、上記の取引構造に基づく類型に応じて次のように分析する。

(1) 中心的契約当事者＝取引主導者型の取引類型

まず、中心的契約当事者と取引主導者が一致する構造の取引類型においては、取引の挫折リスクは中心的契約当事者＝取引主導者が負担しなければならないと考えられる（n°463）。プレによればこうした解釈は、中心的契約当事者が取引を構成する全ての契約の当事者であって取引の直接の受益者である点、および全体的取引の実現に必要な複数の契約の締結等においてイニシアチブを行使し取引形成を主導した人物でもある点の二つの観点から正当化されうると述べられている（n°463）。したがってこの取引類型においては、取引を構成する契約の一つが消滅したことにより他の契約の締結目的が実現できなくなり、取引の全体的目的の実現が挫折したとしても、中心的契約当事者はそのことを理由に集合中の他の契約の連鎖的消滅を援用することは原則としてできないと考えることができる。

(2) 中心的契約当事者≠取引主導者型の取引類型（ターンキー取引）

これに対してターンキー取引においては中心的契約当事者と主導者が一致しないため、そのどちらが取引挫折のリスクを負担すべきかが問題となる。この問題についてプレは、中心的契約当事者は取引の直接の受益者であるものの、右人物は取引の形成段階においておよそ積極的な役割を担っていないという事情から、取引挫折のリスクは主導者が負担すべきであるという理解を示す（n°462）。たしかに、契約自立性の原則を前提とすれば、独立した契約は他の契約から影響を受けることなくその効力を生じると考えられるため、取引中のある契約が何らかの事由によって消滅したことを理由に、他の契約がその有用性を失ったとしても、そのようなリスクは両契約の当事者である中心的契約当事者が負担すべきである（つまり、契約の連鎖的消滅は認められない）と考えることもできる。しかし、自らが主導してその形成に関与し、顧客に対して提案をした取引というシステムの信頼性は自らが担保すべきである、という理解を

前提にすれば、取引を創設したことにより生じたリスク、特に取引が挫折するリスクを負担すべきなのは、取引を構成する全契約の当事者である中心的契約当事者なのではなく、その主導者であると考えるべきであるとされる（n°462）。このような理解によれば、ターンキー取引において取引中の契約の一つが消滅したことにより他の契約の締結目的が実現できなくなった場合、中心的契約当事者はそのことを理由に他の契約の消滅を援用することが原則として可能と考えることができる。

(3)　契約集合における取引挫折リスクの負担のあり方の原則論と例外的考慮

以上のような取引構造に応じた類型的考察を通じてプレは、契約集合が問題となる場面においては、取引全体の挫折リスクは原則として「取引主導者」が負担すべきであるという考え方を抽出する（n°461）。プレによれば、契約における相互依存性の場面において、このようなリスク分配の解釈を支配しているのは、イニシアチブを行使して全体的取引を形成した取引の主導者が、取引の形成に伴って必然的に生じる取引挫折のリスクをも負担しなければならないという考え方であるとされており、このような発想は、他人を損害発生のリスクにさらした人物がその責任を負わなければならない、という民事責任法上の危険責任の理論から示唆を受けていることが示されている（n°461, note 538）[68]。

ただし、以上の考察に対しては次の二つの例外的考慮の存在が留保されている。第一に、中心的契約当事者＝取引主導者の取引類型においては、中心的契約当事者＝取引主導者が取引挫折のリスクを負担する旨のルールを当事者の合意によって排除する可能性、すなわち、取引挫折リスクを合意によって契約相手方に転嫁する余地が認められている（n°463）。したがって、上記のリスク分配と異なるルールを当事者が合意している場合には、意思自治の原則の要請にしたがって、合意によるリスク分配が尊重されると考えられている。これに対して、附合的性質を有するターンキー取引においてしばしば約定される可分条項については、たとえそれが明示のリスク分配条項であるとしても、取引主導者によって示された契約上の一貫性、つまり契約における相互依存性に反する濫用的なものと評価される場合

には、なおその効力が否定されるべきだとされている（n°360, note 249）。第二の留保は、取引挫折の引き金となった第一の契約の消滅に関するある人物のフォートを考慮する、という衡平の観点からの要請を勘案するという点である（n°464）。例えばターンキー取引において、取引挫折のきっかけとなった第一の契約の消滅原因が、中心的契約当事者の不履行を理由とする解除である場合には、フォートのある行為態様を考慮して上記のリスク分配とは異なる解釈をすること、つまり中心的契約当事者に取引挫折リスクを負担させることが、衡平の観点からの要請により正当化されるのだと考えられる[57]。

(二) 相互依存的契約の連鎖的消滅の法的構成と中心的契約当事者の正当な信頼

プレの以上のような見解が示された後に、相互依存的契約の連鎖的消滅の問題につき、従前の学説の議論とは異なる、中心的契約当事者の正当な信頼という角度から分析を行ったのが、ジュニコンの論文「相互依存的契約」である[58]。そこで以下では右論文の内容を中心にジュニコンの見解を紹介した上で、プレの示したターンキー取引概念との関係を検討する。なお、本節でジュニコンの右論文を引用する際は本文中に引用箇所を明記する。

1 ジュニコンの見解——取引の中心的契約当事者の「正当な信頼」の保護への着目——

まずジュニコンは、契約における相互依存関係につき、プレの示した定式、つまり全体的取引の実現のために個々の契約が必要であると同時にそれ単体では十分でないという関係と理解することが適切であると述べ、プレの示す相互依存性の理解を好意的に評価する（p. 110）。その上で、相互依存的契約の連鎖的消滅の問題に焦点を絞りながら、消滅の法的根拠や判断基準に関する従前の議論（本稿四(二)参照）につき次のような分析を加える。すなわち、相互依存的契約の連鎖的消滅の基準として、経済的一体性という意味でのコーズに依拠する純粋な客観説は、当事者の予見

を害するため妥当でなく（p. 111）、契約の相互依存性を認めることは他の契約の消滅のリスクを右契約の当事者でない人物に転嫁することを意味することに鑑みて、当事者の合意を根拠に相互依存性を認める主観説が出発点として正当である（p. 112）。もっとも、主観説が相互依存性についての当事者の黙示の承諾をも認める点については、沈黙は承諾に値しないことが原則である点や、裁判官による恣意的解釈につながるため妥当でないと批判する（p. 113 et 114）。そこで、ジュニコンは主観説の強調する他の契約の消滅リスクの引き受けという観点を出発点としつつ、当事者の承諾がない場合にも右リスクの移転を正当化しうる根拠を探求する。その根拠として強調するのが、他の契約の消滅のリスクを相手方が引き受けた旨の中心的契約当事者（contractant-pivot）の正当な信頼の保護の観点である。すなわち論者は、中心的契約当事者の各相手方が、その行為態様等によって、中心的契約当事者に対して、自らが他の契約の消滅リスクを引き受けた旨の外観を作出し、中心的契約当事者がこれを信頼したという観点の重要性を指摘する（p. 113）。論者によればこのような考慮は、一方で、契約締結時の相手方の不適切な行為態様に対するサンクションの必要性、中心的契約当事者の正当な期待の尊重、矛盾的行為の禁止（一貫性原則）に鑑みて正当化されるものであり、他方で、実際の判例においても、取引を構成する複数の契約を勧誘した仲介人の同一性、取引全体の対価的均衡、給付の関連性といった事実的要素を指摘しながら、中心的契約当事者の相手方の行為態様を重視して契約の連鎖的消滅を認める数々の破毀院判決、特に、契約相手方間の協力行為により、中心的契約当事者が「〔複数の契約が〕相互依存的であったことを正当に信じることができた」と判示して連鎖的消滅を認めた破毀院商事部一九九七年一二月一六日判決（D. *aff*. 1998, p. 290. 本判決については、プレもその重要性を強調している（本稿五㈠2⑶参照））に端的にあらわれていると指摘されている（p. 113）。なお、このように他の契約の消滅のリスクの引き受けの観点を考察の出発点とするジュニコンによれば、明示の契約可分条項は、右リスクを分配する条項として原則として有効であると考えられるものの、当事者の交渉力・経済力等の不均衡を理由とした濫用的条項の規制を根拠に、その排除が正当化されうる

点が留保されている（p. 114 et 115）。

2　ジュニコンの見解とプレの取引類型論の関係

以上のジュニコンの見解においては、プレの示したターンキー取引概念に直接的な言及がなされているわけではない。しかし両者の見解は、中心的契約当事者の契約相手方間における事前の協力行為と中心的契約当事者の正当な信頼に着目するという点で親和性を有しているとみることもできる。このことは両論者が、契約相手方間の協力行為の存在に言及しながら、中心的契約当事者が「〔複数の契約が〕相互依存的であったことを正当に信じることができた」と判示して、契約の連鎖的消滅を認めた破毀院商事部一九九七年一二月一六日判決の重要性を同様に強調していることからも窺うことができる。またプレの述べるターンキー取引概念は、動産関連貸付取引についてカレ―オロワが指摘していた取引構造の議論を拡張したという側面を有するものであるところ、カレ―オロワが一九七八年法の契約の影響関係の規定を正当化するために依拠していたのが、まさに中心的契約当事者の正当な信頼（期待）概念であったという点も見逃せない。他方でジュニコンにおいては、取引概念の類型論を表立って議論しているわけではないものの、中心的契約当事者の正当な信頼に依拠して契約の連鎖的消滅が認められるのは、理論的にはあくまで例外であり、中心的契約当事者の相手方間の協力行為が存在しない取引の場合には、当事者の合意によって他の契約の消滅リスクが転嫁されなければ契約の連鎖的消滅は認められないことが原則であるという点もまた強調されている（p. 112）[59]。このような取引、つまり中心的契約当事者の相手方間の協力行為が存在せず、中心的契約当事者と取引主導者が一致する類型においては、プレの議論においても、取引を構成するある契約の消滅に起因する取引全体の挫折リスクは、原則として中心的契約当事者が負担すべきであるとされ、例外的に当事者間において合意がある場合には、これを相手方に転嫁することができると理解されていた。このように、中心的契約当事者と取引主導者が一致する取引類型に関

しては、他の契約の消滅リスクの転嫁は合意による必要があるとしている点においても、ジュニコンの見解とプレの取引概念の類型論との間に親和性を見出すことが可能である。[60]

(三) 取引概念の類型的把握の可能性と取引挫折リスクの負担の観点からみたその意義

以上に行った近時の学説の分析によれば、契約集合における「取引」の構造につき、集合を構成する全ての契約の当事者であり、各契約から生じる給付が組み合わされることにより各契約の締結目的を達成することができる「中心的契約当事者（取引の名宛人）」と、契約を組み合わせることにより、その実現のために個々の契約が必要であると同時にそれ単体では十分でない、という関係（契約における相互依存関係）を有する全体的取引の形成を主導した「取引の主導者」が一致するか、という観点に基づいて次の二つの類型を区別した上で、この取引構造の類型に応じて、集合中のある契約が消滅したことに起因する取引挫折リスクの負担のあり方や、これに伴って生じうる集合中の他の契約の連鎖的消滅を基礎づける正当化根拠を区別して把握するという理解を抽出することができる。

1　中心的契約当事者＝取引主導者型の取引類型における取引挫折リスクの分配

まず、広告作成取引や不動産関連貸付取引のような中心的契約当事者＝取引主導者型の類型においては、複数の契約から生じる給付を組み合わせることによって、自らが望む目的の達成を企図する中心的契約当事者自身が取引の形成を主導しているという特色がある。そしてこの類型においては、取引を構成する契約の一つが消滅し、複数の契約を組み合わせることによって実現することが望まれた取引目的がもはや達成されえないという事態が生じたとしても、取引を構成する他の契約は原則として消滅しない――したがって、中心的契約当事者は、自らにとってもはや有用性を失ったものとなったとしてもなお残された他の契約に拘束される――と考えられる。この考え方は、個々の契約は

独立した存在であるため、ある契約に生じた事由は他の契約に影響を与えない、という契約自立性の原則によっても基礎づけられうるが、それと同時に、取引を作り出した主導者自身がその挫折リスクをも負担しなければならないという発想によっても正当化されうるものである。もっともこの取引類型においても、中心的契約当事者の相手方が、上記リスクを自らが引き受けることを承諾し、右リスクの移転が当事者間で合意されていたといえる場合には、なお例外的に契約の連鎖的消滅が生じうると考えられる。そしてこの例外的場面における契約の連鎖的消滅の正当化根拠は、中心的契約当事者の相手方が右リスクを引き受ける旨の意思を有していたという点、すなわち意思自治の原則に求められるものと理解することができる。

2　中心的契約当事者⫫取引主導者型の取引類型（ターンキー取引）における取引挫折リスクの分配

これに対して、動産関連貸付取引や役務提供・リース取引のような中心的契約当事者⫫取引主導者の類型（ターンキー取引）は、カレ―オロワやプレが指摘するように、主導者が望まれた帰結の実現のために必要な複数の給付や契約を事前に組み合わせることによって全体的取引の構築を行っており、中心的契約当事者は附合契約のような形で全体的取引を塊として主導者から提案される、という構造を有している点に特色がある。さらに、とりわけフランスにおいて主たる議論の対象となっている三当事者以上が関与する取引について、このターンキー取引を性質づけるために重要であるのが、中心的契約当事者の各契約相手方間における協力関係の存在、特に中心的契約当事者の一方の相手方を委任者、他方の相手方を受任者とする契約であって、中心的契約当事者に対する全体的取引の勧誘、交渉、および取引を構成する契約の締結を委託する旨の委任契約の存在であるとされている。そしてこのような特色を有するターンキー取引においては、原則として、[61] 取引中のある契約が消滅したことにより取引目的の実現が挫折した場合に、その契約相手方が取引挫折リスクを引き受ける旨の意思を有していたといえないとしても、中心的契約当事者は自ら

にとって有用性を失った他の契約から解放されうると考えられており、取引を構成する契約の一つが消滅したことによる取引全体の挫折リスクは中心的契約当事者が負担すべきものではないと理解されている。こうしたリスク負担の解釈の背後には、取引を創設したことにより生じるリスク、特に取引挫折リスクを負担すべきなのは、事前に準備されたシステムに参加するか否かの自由しか有していない中心的契約当事者なのではなく、その形成を主導した人物であるべきだとの理解が存在していると考えられる。そしてこうしたリスク負担の解釈を支えているのは、個々の契約は独立した存在であり、ある契約に生じた事由は他の契約に影響を与えない、という契約自立性の原則ではなく、複数の契約を組み合わせることによって取引という一つのシステムの形成を主導した人物が、取引挫折リスクをも負担すべきだという考え方であって、このような考え方は民事責任法上の危険責任の発想や、取引の形成段階でイニシアチブを行使することができない中心的契約当事者の正当な信頼を尊重すべきという立場に示唆を受けたものであると理解することができる。

3　契約集合における「取引」概念の類型的把握の意義

以上の取引概念の類型的把握を前提に、取引挫折リスクの負担のあり方や契約の連鎖的消滅の正当化根拠を区別して捉えることを示唆する考え方は、契約の連鎖的消滅の根拠を黙示的かつ規範的な評価を伴う当事者意思に求める見解（主観説。本稿四㈡2参照）といかなる関係に立つと考えられるか。一方で本章で検討した立場は、取引挫折のリスク負担という観点を踏まえた上で類型的考察を展開しているため、この限りにおいて契約の不履行・消滅リスクの転嫁という視点を提示した主観説と問題意識を共有していると理解することができる。しかし他方で、主観説が契約自立性の原則を出発点に、契約の連鎖的消滅の根拠を当事者の意思・合意に求めるという建前を強調しながらも、こうした意思・合意の存在を相当柔軟かつ規範的に解釈することにより妥当な帰結を導こうとしていたのに対して、取引

概念の類型的把握を試みる立場は、こうした過度に柔軟な意思解釈への懸念を前提に、契約集合が前提とする取引概念の構造への着目を通して、取引挫折のリスクの転嫁が当事者の意思によって基礎づけられる場面と、右リスクを相手方が引き受けるべきであるという規範的評価が下されるためにリスク転嫁が正当化される場面の区別を志向するものとみることができる。そしてこの後者の見解は、規範的な意思・合意の解釈の名の下において考慮されているものの、厳密には意思や合意によっては説明することが困難な考え方、すなわち民事責任法上の危険責任の発想や中心的契約当事者の正当な信頼の尊重といった考え方が、相互依存的契約の連鎖的消滅の問題において特に重視される場面――ターンキー取引の場合――があることを明確にするものであることに加え、[62] 主観説によれば裁判官による合意の解釈に一任されている、契約の連鎖的消滅がいかなる場合に認められるのかという問題について、取引概念の類型的把握の提唱を通して、より明確な判断枠組みを提供しようとするものであると評価することが可能である。その意味でこの見解は、契約の相互依存性の法的根拠に関する議論（本稿四(二)1参照）とは異なる観点、すなわち、いかなる場合にいかなる人物が取引挫折リスクを負担すべきなのかという価値判断の観点から、契約の連鎖的消滅の問題を分析する見解であるとみることもできるだろう。

六　結びにかえて

本稿では、契約集合における取引概念の構造理解の観点から、集合中の契約の連鎖的消滅の可否と取引挫折のリスク負担の解釈に関するフランス法の議論の分析を行った。その結果、フランスにおいても契約集合における「取引」概念は、近時に至るまで必ずしも盛んに論じられてきたとはいえないものの、集合中の契約の連鎖的消滅の可否を黙示的かつ規範的な評価を伴う当事者の意思に求める有力な見解の前提とする意思概念の過度な擬制性や恣意性に対す

る懸念から、最近になってこの「取引」概念の構造に注目した議論が台頭していることが明らかになった。そしてこうした近時の議論の分析を行った結果、集合を構成する各契約から生じる給付が組み合わされることにより、各契約の締結目的を達成することができる「中心的契約当事者（取引の名宛人）」と、全体的取引の形成を主導した「取引の主導者」が一致するか、という観点から、契約集合における取引概念を類型的に捉える可能性があること、さらにこの類型に応じて、取引中の契約の一つが消滅した場合の他の契約の連鎖的消滅を基礎づける根拠や、右の場合における取引全体の挫折リスクの負担のあり方を区別して把握する可能性があることが明らかになった。以上のフランス法の分析結果を踏まえた上での日本法の具体的な比較検討は別稿での課題とせざるを得ないが、密接関連性を有する契約の連鎖的な消滅を根拠づける当事者の規範的意思と連鎖的に消滅する他方契約の締結目的の挫折に関する当事者のリスク負担に関する解釈がいかなる関係に立つか、具体的事案において契約の連鎖的消滅の可否を決するためにいかなる判断枠組みを用意することができるか、といった本稿の冒頭に示した日本法の議論状況に対する問題意識からみると、本稿で行ったフランス法の検討から得られた上記の帰結は、日本法の右問題を考察する上で一定の示唆をもたらす可能性があるのではないかと思われる。

本稿で分析を加えたターンキー取引において、取引主導者が取引挫折のリスクを引き受けるべきであるという解釈を正当化する、プレのいう民事責任法上の危険責任の理論やジュニコンのいう中心的契約当事者の正当な信頼概念[63]についてのフランス法上の位置づけやその意義の考察、「取引」構造に関する学説の議論の二〇一六年債務法改正に対する影響の分析、上記リスク分配の帰結の主たる受け皿となる失効概念の意義と限界についての考察、さらに本稿でのフランス法の分析を踏まえた上での、我が国における第三者与信型消費者信用取引や最判平成八年の議論[64]を契機とした複合契約ないし多角契約・多角取引[65][66]に関する議論の検討等、残された課題は多岐にわたるが、これらについては稿を改めて考察する機会を持ちたい。

（1）最高裁平成八年一一月一二日判決（民集五〇巻一〇号二六七三頁。以下、最判平成八年という）。
（2）都筑満雄『複合取引の法的構造』成文堂（二〇〇七年）三二八頁。
（3）中舎寛樹『多数当事者間契約の研究』日本評論社（二〇一九年）三頁および二四九頁参照。
（4）中舎前掲注（3）二一一頁および二九一頁も参照。
（5）小野秀誠「目的不到達の復権」一橋法学八巻一号（二〇〇九年）二三頁、都筑満雄「複合契約中の契約の消滅の判断枠組みと法的根拠に関する一考察」南山法学三三巻一号（二〇〇九年）四二頁、武川幸嗣『プラスアルファ基本民法』日本評論社（二〇一九年）二七〇頁等を参照。
（6）この点を指摘するものとして、例えば森山浩江「民法学のあゆみ 都筑満雄『抗弁の接続と複合契約論』」法律時報八〇巻六号（二〇〇八年）一〇三―一〇四頁、シンポジウム「多角・三角取引と民法」私法七九号（二〇一七年）四四頁〔中舎寛樹発言〕等を参照。
（7）都筑前掲注（5）四三頁、シンポジウム「多角・三角取引と民法」私法七九号（二〇一七年）三八頁〔河上正二発言〕等を参照。
（8）こうした問題意識を背景に、都筑前掲注（5）三三頁はフランスの相互依存的契約に関する議論を分析しながら、密接関連性を有する複数契約の連鎖的消滅の判断枠組みについて、次のような理解を抽出する。すなわち、「〔連鎖的な〕契約の消滅が両当事者において明示に合意されるまでに至っている場合には、……契約の消滅はこの意思、つまり意思自治によっても基礎づけられる。……続いて、このような明示の合意はないが両契約が運命をともにするとの何らかの黙示の合意を認めうるほどに目的が共有されている場合には消滅の判断は衡平の実現としての性質を帯びはじめ、さらにこの段階が、いかに柔軟な意思解釈によってもこうした意思を読み取ることができず、目的の相手方による認識または考慮しか見出しえない場合に至るならば、もはや消滅を意思自治によって基礎づけることはできず、ここでの消滅の判断は主観的均衡の要請や衡平の考慮、つまり契約正義によって支えられることになる。ここでは、意思に基づかない契約の拘束力からの解放は、契約正義による意思自治、さらに相手方の取引の安全に対する侵害をもたらすため、これに見合うだけの著しい不均衡、つまり契約正義に反する事情が存在する例外的な場合にのみ認められうる」。そして都筑教授によれば、契約締結目的の契約の領域への組み入れの段階と衡平の考慮との相関関係に基づくこの判断枠組みは、両契約を分割する条項が存在する場合のように、当事者間において契約締結目的の共有があるとはいえない場合にも、契約の連鎖的消滅を導くことができる点にそのメリッ

トがあるとされている（都筑前掲注（5）三八頁）。

以上の都筑教授の理解は、一方契約が消滅した場合における他方契約の締結目的の挫折リスクの分配に関する当事者の意思が規範的に解釈されうる理由につき、契約正義の理念に基づく衡平の考慮が働きうることを指摘する点で興味深いものと思われる一方で、こうした衡平の考慮を機能させる「著しい不均衡」や「契約正義に反する事情」が存在する場合とはいかなる場面を指すのかが明らかでないという点を指摘できる。この点に関して都筑教授は、「存在意義を失った契約の存続によって消滅を主張する者〔本稿でいう中心的契約当事者に一致すると考えられる：筆者注〕により大きな不利益が生ずる」場合を念頭においているようにも思われるが（都筑前掲注（5）三八頁）、存在意義を失った契約へ拘束させることが単に一方当事者にとって大きな不利益となるという事情のみをもって、契約からの解放を認めることが果たして妥当といえるのかという点につき疑問も残る。特に都筑教授が、密接関連性を有する契約の連鎖的消滅の問題を、契約締結当初のリスク分配の内容の分析の問題（広義の事情変更法理の問題）と位置づけていることからすると（都筑前掲注（5）四三頁）、まさに契約締結当初における当事者のリスク分配の内容であると評しうる明示の契約分割条項が、「存在意義を失った契約の存続によって消滅を主張する者により大きな不利益が生ずる」ことのみを理由に無効とされうるのはなぜかが問題になる。

（9）フランス法において「opération」概念は、様々な場面で用いられる多義的な概念であるが（例えば、フランス民法第三編第四章第二節（一三二一条以下）は「債権債務を対象とする取引〔opération〕」と題され、債権譲渡、負債の譲渡、更改、指図に関する規律を定める）、本稿の検討は契約集合の場面で用いられる右概念の構造の議論に対象を限定する。

（10）都筑前掲注（2）一九三頁、同前掲注（5）一頁、吉井啓子「フランスの複合契約論の展開」椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』日本評論社（二〇一二年）九五頁等を参照。

（11）小林和子「複数の契約と相互依存関係の再構成」一橋法学八巻一号（二〇〇九年）一三五頁。

（12）小林和子「複数の契約の消滅事由」松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代的課題』商事法務（二〇一二年）七五三頁。

（13）深川裕佳「相互依存的契約の終了」南山法学四三巻二号（二〇一九年）一頁、都筑満雄「フランスの契約法改正に見る複合契約の規律」南山法学四三巻二号（二〇一九年）九七頁、白石大「複数契約の失効に関するフランス民法典の改正とクレジット取引」ＣＣＲ（クレジット研究）一〇号（二〇二一年）一〇〇頁等。

（14）特に、起源の共通性に基づく法的牽連性概念との関係で検討を行う岩川隆嗣『双務契約の牽連性と担保の原理』有斐閣（二〇二〇年）三〇三頁、一部無効における当事者意思との関係で検討を行う酒巻修也『一部無効論の多層的構造』日本評

論社（二〇二〇年）二一四頁を参照。

(15) 例えば、破毀院商事部二〇一一年二月一五日判決（*JCP* 2011, 566, obs. A.-Sophie Barthez）は「複数の契約が同一の経済的取引に関わっているという事実だけでは、複数契約の不可分性を性質づけるのに十分ではない」として、取引概念の意義を相対化する旨を示唆する判示を下していた。そしてこうした判決の存在に影響されてか、後述する改正債務法一一八六条二項における「取引（opération）」要件についても、あまり大きな意味はないと評価する学説も見受けられる（F. Chénedé, *Le nouveau droit des obligations et des contrats*, 2e éd., Dalloz, 2018, n° 123. 502.; P. Malinvaud, M. Mekki et J.-B. Seube, *Droit des obligation*, 15e éd., LexisNexis, 2019, n° 455 等を参照）。

(16) 我が国でも、密接関連性を有する複数の契約はしばしば「取引」を構成するとされているが（都筑前掲注（2）一頁等参照）、そこでいう取引とは、契約という表現では捉えきれない「何かまとまった一つの関係」を示すという点に主眼がおかれているようであり（椿寿夫「三角取引（多角取引）について（上）」ＮＢＬ一〇四八号（二〇一五年）九頁参照）、その固有の意義にはあまり関心が向けられていないようにも見える。ただし、こうした状況の中で、後掲注（65）の西島論文は取引の構造に着目した分析を行う業績として非常に興味深い。

(17) 現行フランス民法（債務法）の条文の翻訳については、荻野奈緒・馬場圭太・齋藤由起・山城一真「フランス債務法改正オルドナンス（二〇一六年二月一〇日のオルドナンス第一三一号）による民法典の改正」同志社法学六九巻一号（二〇一七年）二七九頁を参照した。

(18) B. Teyssié, *Les groupes de contrats*, LGDJ, 1975. テシエのテーズについては、中田裕康『継続的売買の解消』有斐閣（一九九四年）四〇二頁、都筑前掲注（2）二二四頁も参照。

(19) 以下の第一、第三、第四の点については既に都筑前掲注（2）二二四頁が紹介をしている。

(20) 以上の点については既に都筑前掲注（2）二二四―二二五頁が紹介をしている。

(21) 仏民旧一一三一条は、「コーズを欠く債務又は誤ったコーズもしくは不法なコーズに基づく債務は、いかなる効力も有することができない」と定めていた。なお、二〇一六年債務法改正により、コーズ概念は、少なくとも条文上は、民法典から削除されるに至った。

(22) この点については既に都筑前掲注（2）二二五頁が紹介をしている。

(23) 立法の動向やその詳細については、都筑前掲注（2）一九四頁、深川前掲注（13）八頁も参照。

（24）例えば、破毀院商事部一九六一年一〇月一六日判決（*Bull. civ.* IV, n° 189）を参照。
（25）一九七八年法の内容については既に都筑前掲注（2）一九七―二〇〇頁が紹介をしている。
（26）一九七九年法の内容については既に都筑前掲注（2）二〇〇―二〇二頁が紹介をしている。
（27）M.-T. Calais-Auloy, *Fondement du lien juridique unissant vente et prêt dans le « prêt lié »*, *JCP* 1984 I 3144. 本論文については都筑前掲注（2）二〇二―二〇三頁も参照。
（28）この点については既に都筑前掲注（2）二〇二頁が簡潔に紹介している。
（29）この点については既に都筑前掲注（2）二〇二頁が簡潔に紹介している。
（30）カレ―オロワの見解の骨子は既に都筑前掲注（2）二〇二―二〇三頁が簡潔に紹介している。
（31）これらの取引類型に関する破毀院判決については、都筑前掲注（2）二〇九頁を参照。
（32）この取引類型に関する破毀院判決については、小林和子「生命保険とこれに関連した契約の相互依存関係」生命保険論集二〇五号（二〇一八年）七五頁、八一頁を参照。
（33）以上の破毀院判決の動向については、渡邊貴「複数契約の密接関連性の考慮要素に関する考察」法学政治学論究一二二号（二〇一九年）二二三頁も参照。
（34）本節で検討する学説については、渡邊前掲注（33）二一六頁、同「複合契約の解除における契約締結目的の『認識』」法学政治学論究一二六号（二〇二〇年）三一二頁も参照。
（35）例えば、破毀院商事部二〇〇〇年二月一五日判決（*Bull. civ.* IV, n° 29）を参照。
（36）例えば、破毀院商事部一九九五年四月四日判決（*Bull. civ.* IV, n° 115）を参照。
（37）D. Mazeaud, *La cause*, in *1804-2004, Le Code civil, un passé, un présent, un avenir*, Dalloz, 2004, n° 9 et s.; S. Bros, *L'interdépendance contractuelle*, thèse dactylo, Paris II, 2001 n° 433 et s. 等がこうした考え方を支持している。
（38）J.-B. Seube, *L'indivisibilité et les actes juridiques*, Litec, 1999, n° 161 et s.; S. Amrani- Mekki, *Indivisibilité et ensembles contractuels*, Rép. Defrénois, 2002, art. 37505, n° 16 et s. etc.
（39）J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 406 et s.; S. Amrani- Mekki, *op. cit.*, n° 23 et s.; J. Ghestin, *Cause de l'engagement et validité du contrat*, LGDJ., 2006, n° 954 et s.
（40）J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 183. この点については都筑前掲注（2）二二九頁も参照。

(41) S. Bros, *op. cit.*, n° 480 et s.

(42) *D.* 2000, Somm, com., obs. D. Mazeaud, p. 364.

(43) D. Mazeaud, *La cause*, *op. cit.*, n° 23.

(44) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 406 et s.; S. Bros, *op. cit.*, n° 492 et s etc.

(45) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 415.; S. Bros, *op. cit.*, n° 503.; J. Ghestin, *op. cit.*, n° 956 et s.

(46) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 416 et s.; S. Bros, *op. cit.*, n° 504 et s.

(47) S. Bros, *op. cit.*, n° 507.; J. Ghestin, *op. cit.*, n° 958 et s etc.

(48) Rép. Defrénois, 2000, p. 1118, obs. D. Mazeaud が示唆するほか、後掲注（52）のプレ論文（n° 159 et s）や後掲注（58）のジュリコン論文（p. 114）がこの点を明確に指摘する。

(49) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 94. 1.; S. Bros, *op. cit.*, n° 189 et s, n° 537 et s.

(50) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 405 et s.; S. Bros, *op. cit.*, n° 492 et s のほか、J.-M. Marmayou, *Remarques sur la notion d' indivisibilité des contrats*, RJ com. 1999, pp. 300 et s がこの点を明確に指摘する。

(51) J.-B. Seube, *op. cit.*, n° 416 et s.; S. Bros, *op. cit.*, n° 503 et s.

(52) S. Pellé, *La notion d'interdépendance contractuelle*, Dalloz, 2007. プレの見解については小林前掲注（11）一五四頁、同前掲注（12）七七五頁、渡邊前掲注（34）三一六頁も参照。

(53) なお、プレの示すこの相互依存性の定義は、改正債務法の注釈書において一一八六条の「取引」要件を解説する際にしばしば引用されている（O. Deshayes, T. Genicon et Y.-M. Laithier, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, 2° éd., LexisNexis, 2018, p. 401.; J.-B. Seube, *Art. 1186 et 1187*, in *Encyclopédie du JurisClasseur Civil Code*, LexisNexis, 2020, n° 39）。

(54) 河野豊弘「巨大プロジェクトの計画と管理（その1）：エンジニアリング産業のプロジェクト・マネジメント」学習院大学経済論集一五巻一号（一九七八年）三頁、一八頁を参照。

(55) 相互依存性と認識要件の関係については、渡邊前掲注（34）三〇五頁以下を参照。

(56) なお、三当事者間におけるターンキー取引について、プレは、中心的契約当事者の全ての契約相手方が取引の挫折リスクを共同で担保しているものと評価し、その際に、右相手方間における契約交渉等を委任する旨の契約の存在が、右評価を下

す上で重要であることを強調している（n° 461）。こうしたプレの理解の背景には、民事責任法上の危険責任的発想だけではなく、報償責任的な発想も潜んでいると見る余地もありうるだろう。

(57) もっともプレは、この場合にフォートのある当事者が取引挫折リスクを負担するということの意味に関して、主としてフォートを犯して取引を挫折させた人物の、他の取引参加者に対する損害賠償責任の有無やその法的性質の問題を論じており（n° 465 et s）、残された契約がなお存続するかという問題は必ずしも俎上に上げていないようにも見える。こうした議論の方向性は、取引挫折リスクの分配の方法として、契約の連鎖的消滅を認めるか否かという方法の他に、損害賠償責任による調整を行うという方法がありうることを示唆するものとして非常に興味深い。

(58) T. Genicon, *Les contrats interdépendants, in* O. Troiano (ss dir.), *La riforma del contratto in Francia: progetti e prospettive: I Contratti*, 2011, pp. 108 et s. ジュニコンの見解については、渡邊前掲注（34）三一九頁も参照。

(59) この点につき O. Deshayes, T. Genicon et Y.-M. Laithier, *op. cit.*, p. 405 も参照。

(60) 不可分合意説に立つ論者の中にも、中心的契約当事者の正当な信頼や相手方の外観作出を考慮する立場を示す論者が存在することも注目に値する（P. Malaurie, L. Aynès et P. Stoffel- Munck, *Les obligations*, 4e éd., LGDJ, 2009, n° 839 等を参照）。

(61) 第一の契約の消滅が中心的契約当事者のフォートに起因する場合は、衡平の観点から、取引挫折リスクは右人物が負担すべきとされている（S. Pellé, *op. cit.*, n° 464.; T. Genicon, *Contrats interdépendants, RDC* 2017, p. 591）。もっとも、ここでいう「取引挫折リスクの負担」ということの意味に関しては、中心的契約当事者による契約の連鎖的消滅の援用を制限するという方向性がある一方で（M. Mekki, *Réforme du droit des contrats: la caducité, JCP N* 2017, p. 7）、契約の連鎖的消滅そのものは肯定した上で、フォートある中心的契約当事者に対して、その契約相手方に生じた損害の賠償責任を負担させるという方向性（破毀院商事部二〇一七年七月一二日判決（*JCP G* 2017, 1021, obs. F. Buy）はこうした方法を採用する）もありえ、議論がわかれている。この問題は、契約の連鎖的消滅の態様として選択された「失効」概念の意義にも関わる問題であるため、失効概念の考察を踏まえた上での今後の検討課題としたい。

(62) 主観説に立つ論者も、リスク移転を含む当事者の黙示の合意・意思を認定するにあたり、契約締結及び履行過程における当事者の行為態様（協力行為の存在）、複数契約から生じる給付の関連性といった事実的要素を重視するが（J.-B. Seube, *L'indivisibilité et les actes juridiques, op. cit.*, n° 416 et s.; S. Bros, *op. cit.*, n° 504 et s.）、こうした要素は、取引概念の類型的把握を志向する論者が中心的契約当事者≠主導者の取引類型（ターンキー取引）を特色づけるものとして挙げる要素と一致し

ている。

(63) 正当な信頼概念が英米法由来であることは度々指摘されているものの（例えば、M.-T. Calais-Auloy, *op. cit.*, n°27 note 32 等を参照）、近時の我が国の重厚な研究が、フランス契約法の伏流であるとも評価するこの正当な信頼概念が（山城一真『契約締結過程における正当な信頼』有斐閣（二〇一四年）二四頁）、フランス法の伝統の中でいかなる位相を獲得しうるものであるのか、という点を検討していく必要があると考えられる。

(64) 最判平成八年の評釈の中では、商品として市場に置かれた法的財貨は何かを問題とする見解（金山直樹『現代における契約と給付』有斐閣（二〇一三年）一五七頁）が注目に値する。

(65) 本稿の観点からは、多角取引の一つであるマンション分譲取引に関する西島良尚教授の論考が注目に値する。西島教授は、マンション分譲取引が、分譲業者と施工業者の役割分担に基づく共同作業者としての密接な関係の存在を前提に、各業者側の専門性に基づく役割分担による契約結合からなる仕組みにユーザーを呼び込み、全体の取引目的を達成するという構造を有することを指摘した上で、右のような仕組みを作り出した人物（企業）のユーザーに対する取引責任論を構想する（同「「マンション分譲取引」と多角的法律関係に関する覚書」流経法学九巻二号（二〇一〇年）一五〇頁以下）。この取引責任とは、契約の連鎖型事例において直接の契約関係にない人物間に契約責任を認めるために構想されている概念のようだが、同教授が、ユーザーでない人物が仕組みを作り出しているという取引構造に注目している点（なお、こうした構造を有する取引類型として、マンション分譲取引のほかに、リース取引や第三者与信型販売取引も考察対象とされており、これらの取引類型にも取引責任論の考え方が及びうることが示唆されている（同「「マンション分譲取引」と「三角取引（多角取引）」に関する覚書」流経法学一六巻一号（二〇一六年）七頁以下））、こうした取引構造を前提とした企業のユーザーに対する取引責任の正当化根拠として、報償責任の考えやユーザーの合理的期待に言及している点（同「「マンション分譲取引」と「三角取引（多角取引）」に関する覚書(2)」流経法学一六巻二号（二〇一六年）二〇頁以下）は、本稿で検討したターンキー取引概念との関係で興味深い。そのほか、最判平成八年の法理を数理モデルを用いて分析する、山形聡志「契約の解釈の法証明論【4.04版】」（二〇二〇年）（https://researchmap.jp/beweistheorie/published_papers/21370688〔二〇二一年六月一五日閲覧〕）四二頁以下の主張も、本稿で示したターンキー取引概念と関連しうると思われる。

(66) 中舎教授が、最判平成八年の事案について、「仮にマンションの売主とクラブの事業者が別法人で、これらの者が提携関係にあったとすれば、そのまま多角契約・多角取引になる」（中舎寛樹「最判平成8年判批」河上正二・沖野眞巳編『消費

者法判例百選〔第2版〕』（二〇二〇年）七〇頁〔傍点筆者〕）と述べて、提携関係の存在を重視しながら、同判決の法理が多角契約の法理による解決と連続性を有しうる旨を示唆している点も注目に値する。

渡邊　貴（わたなべ　たかし）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日仏法学会
専攻領域　民法
主要著作
「複数契約の密接関連性の考慮要素に関する考察――フランスにおける契約の不可分性の議論を中心に――」『法学政治学論究』第一二二号（二〇一九年）
「フランスにおける相互依存的契約論の新たな展開――契約の連鎖的消滅の場面を中心に――」『法学政治学論究』第一二四号（二〇二〇年）
「複合契約の解除における契約締結目的の『認識』――フランス改正債務法一一八六条三項の『認識』要件の理論的意義の分析を通して――」『法学政治学論究』第一二六号（二〇二〇年）